

## 令和二年政令第二百八号

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに  
対して課する不当廉売関税に関する政令  
内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十  
四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

（課税物件）

**第一条** 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に  
掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に  
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨  
物」という。）には、関稅定率法（以下「法」  
という。）第八条第一項の規定により、不当廉  
売関税を課する。

一 法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品  
のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェー  
ト（第三条第一項において単に「トリス（ク  
ロロプロピル）ホスフェート」という。）  
二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域  
を除く。）

三 令和二年九月十七日から令和七年九月十六  
日までの期間

**2** 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二  
号に掲げる国を原産地とするものうち、令和  
二年六月二十七日から同年九月十六日までの期  
間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関  
稅賦課貨物」という。）には、法第八条第二項  
第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

**3** この政令における原産地については、関稅法  
施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条  
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

**第二条** 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物  
に課する不当廉売関稅の税率は、三十七・二パー  
セントとする。

（提出書類）

**第三条** 税関長は、トリス（クロロプロピル）ホ  
スフェート又は保稅工場若しくは總合保稅地域  
において行われたトリス（クロロプロピル）ホ  
スフェートを原料の一部とする製造による製品  
である外国貨物を輸入しようとする者に対し、  
当該トリス（クロロプロピル）ホスフェートの  
原産地を証明した書類を提出させることができ  
る。

**2** 関稅法施行令第六十一条第二項及び第三項並  
びに関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令  
第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類  
について準用する。この場合において、関稅法

施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受け  
ようとする」とあるのは「その証明に係る」と  
と、関稅暫定措置法施行令第二十八条中「前条  
第一項」とあるのは「トリス（クロロプロピ  
ル）ホスフェートに対して課する不当廉売関稅  
に関する政令第三条第一項」と、「蔵入れ申請  
等がされる物品については、当該蔵入れ申請  
等。以下この章において同じ」とあるのは「当  
該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされ  
る場合（以下この条において「蔵入れ申請等の  
場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等  
とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨  
物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）  
にあつては当該特例申告とする」と読み替える  
ものとする。

（関稅法の適用）

**第四条** 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物  
に課する不当廉売関稅及び法の別表の税率（条  
約中に關稅について特別の規定があり当該特別  
の規定の適用がある場合にあつては、当該特別  
の規定による税率とする。）による關稅につい  
ては、それぞれ別個の關稅として関稅法（昭和  
二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用  
する。

（還付の計算期間等）

**第五条** 特定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物  
に係る第一条の規定により課される不当廉売関  
稅の法第八条第三十二項の規定による還付の請  
求は、毎年九月一日から翌年八月三十一日まで  
の期間（以下この条において「計算期間」とい  
う。）ことに、当該計算期間内に輸入された特  
定貨物又は暫定不当廉売関稅賦課貨物に係る同  
項に規定する要還付額に相当する額について、  
しなければならない。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附則（令和二年九月一六日政令第二七  
九号）

この政令は、令和二年九月十七日から施行す  
る。